

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年9月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900183号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900021号

第1 結論

昭和43年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年*月から昭和50年3月まで

私は、私が20歳になった昭和43年*月に、父から、母の国民年金保険料とあわせて私の保険料を支払い始めたので、今後このことを忘れないようにと言われられた。私の父が私の国民年金の加入手続を昭和43年*月に行い、請求期間の保険料を納付しているはずである。

調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、当該国民年金番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容及び当該国民年金番号前後の番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和52年1月頃に払い出されたと推認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の国民年金番号は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和52年1月頃に初めて行なわれたものと考えられ、20歳になった昭和43年*月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者の国民年金番号が払い出された昭和52年1月頃においては、*か月の請求期間のうち大半の期間(昭和43年*月から昭和49年9月までの*か月)の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については、請求者の父親が行っていた旨陳述していることから、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は、既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な状況が不明確である。

加えて、請求者は20歳になった昭和43年*月に、請求者の父親から、請求者の母親と請求者の国民年金保険料を一緒に納付し始めたと伝えられた旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の母親は、昭和38年6月以降、国民年金の加入記録がない。

なお、請求者は、請求期間のうち、昭和43年*月から昭和45年3月までの期間は大学生であった旨陳述していることから、当該期間は遡って被保険者となることができない任意未加入期間である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900198号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900022号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年*月から昭和55年3月まで

私は、私が20歳になったら国民年金に加入するよう父より言われていた。当時、家の隣がA市のB出張所だったので誕生日後すぐに出張所にて自分で加入手続を行った。その頃はまだ学生だったので収入がなく、貯金をおろして自分で保険料を出張所で納付したことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者から提出された年金手帳以外に年金手帳を保有したことはなく、紛失した記憶もない旨陳述しているところ、当該年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、i) 強制加入被保険者となった日が昭和54年*月*日、ii) 強制加入被保険者でなくなった日が昭和55年4月1日(請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった日と同じ)、iii) 任意加入被保険者となった日が昭和59年4月23日であることが記載されている。

また、上記年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、その前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和59年4月頃に払い出されたことが推認できる。

以上のことから判断すると、請求者は昭和59年4月23日に、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金に任意加入するとともに、20歳になった昭和54年*月*日に遡って国民年金の強制加入被保険者資格を取得したことがうかがえ、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、請求者が国民年金の任意加入手続を行った昭和59年4月23日時点においては、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900200号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA診療所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年9月1日から昭和50年4月1日まで

請求期間について、A診療所において常勤で働いていたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないものの、請求者から提出された「昭和48年分給与所得の源泉徴収票」の支払者欄に記載された氏名は、A診療所の所在地を管轄する保健所からの回答において確認できる同診療所の管理者氏名と同じである上、当該源泉徴収票の就職日又は退職日を記載する欄には昭和48年9月(就職日の記載なし)中途就職と記載されていることから、請求期間のうち、昭和48年9月(就職日は不明)から同年12月31日までの期間について、請求者がA診療所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A診療所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、請求者から提出されたA診療所の職員旅行時のものとする写真には、請求者のほか6人が写っており、請求者は、請求期間当時の同診療所には当該写真には写っていないもう一人の職員が勤務していた旨陳述しているものの、これらの計7人について、請求者は、詳細な情報を記憶しておらず、当該7人が同診療所の従業員であったことを確認できないことから、請求期間において、同診療所が当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所としての要件を満たしていたことを確認できない。

さらに、請求者から提出されたA診療所から渡されたとする昭和49年11月分及び昭和50年1月分の給料支払明細書並びに給与の内訳が記載された18枚のメモ及び賞与の内訳が記載された3枚のメモのいずれにも事業所名称の記載がない上、当該給与及び賞与のメモには支給年の記載がないことから、これらの資料が同診療所から支払われた賃金の明細であることが確

認できない。

加えて、昭和 49 年 11 月分及び昭和 50 年 1 月分の給料支払明細書によると、給与からは何も控除されておらず、上記給与のメモによると、失業保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者から提出された昭和 48 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料欄に記載された金額は、支払金額欄に記載された金額に昭和 48 年度の失業保険料率を乗じて得られた金額とほぼ同額であることから、当該社会保険料欄に記載された金額は失業保険料であることが推認できる。

さらに、上記保健所からの回答により、A 診療所は既に廃止されていることが確認できる上、前述の同診療所管理者に対して、源泉徴収票の支払者欄に記載の住所宛に文書照会を行ったものの、あて所に尋ねあたらないことから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。